

別表2 生活環境の保全に関する環境基準
1 (1) 河川 (湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	300CFU /100m以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	1,000CFU /100m以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/1以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準
1 (1) 河川 (湖沼を除く)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ごと に指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法 (準備操作は規格 53 に定める方法による ほか、付表 10 に掲げ る方法によることが できる。また、規格 53 で使用する水につい ては付表 10 の 1 (1) に よる。)	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X
備考 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)					

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼編）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考							
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級、3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼編）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01 mg/l以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03 mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05 mg/l以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼編）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/1 以下	0.001 mg/1 以下	0.03 mg/1 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1 以下	0.0006 mg/1 以下	0.02 mg/1 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.05 mg/1 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.04 mg/1 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

平成 21 年 11 月 30 日 環水大水発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号
 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

■公共用水域

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレ	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (ME P)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (B PMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

■地下水

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (ME P)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (B PMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
—	—
—	—

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/l 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法 (準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/l 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/l 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01 mg/l 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/l 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/l 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/l 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/l 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/l 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注 (6) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/l 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

■一律排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度（mg/L）	県条例
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの 5.0～9.0	6.0～8.5
生物化学的酸素要求量	160（mg/l）（日間平均 120（mg/l））	個別規制
化学的酸素要求量	160（mg/l）（日間平均 120（mg/l））	個別規制
浮遊物質	200（mg/l）（日間平均 150（mg/l））	個別規制
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5（mg/l）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30（mg/l）	20
フェノール類含有量	5（mg/l）	1
銅含有量	3（mg/l）	1
亜鉛含有量	2（mg/l）	1
溶解性鉄含有量	10（mg/l）	10
溶解性マンガン含有量	10（mg/l）	10
クロム含有量	2（mg/l）	0.1
大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	日間平均 3,000	3,000
窒素含有量	120（mg/l）（日間平均 60）	個別規制
燐含有量	16（mg/l）（日間平均 8）	個別規制
アンチモン含有量	—	0.05
備考		
<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

■一律排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度	県条例
カドミウム及びその化合物	0.03 (mg/l)	0.01 (mg/l)
シアン化合物	1 (mg/l)	0.1 (mg/l)
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 (mg/l)	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1 (mg/l)	0.1 (mg/l)
六価クロム化合物	0.5 (mg/l)	0.05 (mg/l)
砒素及びその化合物	0.1 (mg/l)	0.05 (mg/l)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 (mg/l)	0.005 (mg/l)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 (mg/l)	0.003 (mg/l)
トリクロロエチレン	0.1 (mg/l)	※0.1 (mg/l)
テトラクロロエチレン	0.1 (mg/l)	0.1 (mg/l)
ジクロロメタン	0.2 (mg/l)	0.2 (mg/l)
四塩化炭素	0.02 (mg/l)	0.02 (mg/l)
1,2-ジクロロエタン	0.04 (mg/l)	0.04 (mg/l)
1,1-ジクロロエチレン	1 (mg/l)	1 (mg/l)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 (mg/l)	0.4 (mg/l)
1,1,1-トリクロロエタン	3 (mg/l)	3 (mg/l)
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 (mg/l)	0.06 (mg/l)
1,3-ジクロロプロペン	0.02 (mg/l)	0.02 (mg/l)
チウラム	0.06 (mg/l)	0.06 (mg/l)
シマジン	0.03 (mg/l)	0.03 (mg/l)
チオベンカルブ	0.2 (mg/l)	0.2 (mg/l)
ベンゼン	0.1 (mg/l)	0.1 (mg/l)
セレン及びその化合物	0.1 (mg/l)	0.1 (mg/l)
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10 (mg/l) 海域に排出されるもの ほう素 230 (mg/l)	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8 (mg/l) 海域に排出されるもの ふっ素 15 (mg/l)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100 (mg/l)	
1,4-ジオキサン	0.5 (mg/l)	
備考 1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

※平成29年2月1日滋賀県公害防止条例施行規則改正 トリクロロエチレン 0.3 mg/l→0.1 mg/l

甲賀市公共水域水質結果（生活環境項目）

地点名		甲賀	土山	甲賀			土山	甲賀	分析（検定）方法	
		15 櫛野川	16 和田川（岩室）	17 五反田川	18 和田川（和田）	19 大原川下流	20 次郎九郎川上流	21 滝谷池		
条件等	採水年月日	—	R4. 11. 15	R4. 11. 16	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 16	
	当日天候	—	晴	曇	晴	晴	晴	晴	曇	
	採水時刻	開始時	13:34	10:22	15:20	14:52	12:20	15:24	10:55	
	採水前々日の降水量	mm	11.0	0.0	11.0	11.0	11.0	11.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水前日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	気温	℃	16.0	14.5	16.0	16.0	14.7	15.4	14.2	JIS K 0102 7.1
	水温	℃	12.8	12.0	12.5	13.5	12.5	10.2	11.2	JIS K 0102 7.2
	流量	m ³ /sec	0.032	0.018	0.016	0.033	0.022	0.002	—	JIS K 0094 8
特記事項	河川の状況	色相	淡黄色	無色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色	JIS K 0102 8
		外観	透明	透明	透明	透明	透明	微濁	微濁	JIS K 0102 8
		臭気等	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102 10.1
	周辺の状況	工事等								
	その他特記事項									
生活環境項目	pH	—	7.6	7.6	7.5	7.8	7.6	7.8	7.1	JIS K 0102 12.1
	DO	mg/l	10	10	10	11	11	9.1	4.3	JIS K 0102 32
	BOD	mg/l	0.7	0.6	1.5	1.6	1.0	0.9	3.3	JIS K 0102 21
	COD	mg/l	2.7	4.4	3.4	5.6	4.1	5.1	8.1	JIS K 0102 17
	SS	mg/l	<1	1	1	2	1	<1	6	昭和46年環告第59号
	大腸菌数	CFU/100ml	35	430	27	36	86	22	7	昭和46年環告第59号
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	昭和49年環告第59号
	T-N（全窒素）	mg/l	0.15	0.43	1.4	0.52	0.58	2.7	0.33	JIS K 0102 45.6
T-P（全燐）	mg/l	0.017	0.026	0.016	0.041	0.028	0.008	0.026	JIS K 0102 46.3	
汚濁負荷量	BOD負荷量	kg/day	1.94	0.93	2.07	4.56	1.90	<0.01	—	濃度×流量
	COD負荷量	kg/day	7.46	6.84	4.70	15.97	7.79	<0.01	—	
	T-N負荷量	kg/day	0.41	0.67	1.94	1.48	1.10	<0.01	—	
	T-P負荷量	kg/day	0.05	0.04	0.02	0.12	0.05	<0.01	—	
評価	水道用	—	1級	2級	2級	2級	2級	1級	—	
	水産用	—	2級	2級	2級	2級	2級	1級	—	
	類型	—	AA	A	A	A	A	AA	D以下	

甲賀市公共水域水質結果（生活環境項目）

地点名		甲南								分析（検定）方法
		22 里祭川	23 浅野川	24 佐治川	25 磯尾川	26 杉谷川	27 砂川	28 大水戸川下流		
条件等	採水年月日	—	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 15	R4. 11. 15	
	当日天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	採水時刻	開始時	11:23	11:02	10:44	10:22	9:50	9:27	9:01	
	採水前々日の降水量	mm	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	気象庁土山観測所 参照
	採水前日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	気象庁土山観測所 参照
	気温	℃	15.0	15.5	15.0	14.5	14.5	14.7	14.5	JIS K 0102 7.1
	水温	℃	9.0	11.7	10.8	11.5	11.5	12.5	11.8	JIS K 0102 7.2
	流量	m ³ /sec	0.001	0.13	0.054	0.047	0.11	0.009	0.004	JIS K 0094 8
特記事項	河川の状況	色相	淡黄色	淡黄色	淡黄色	無色	無色	淡黄色	淡黄色	JIS K 0102 8
		外観	微濁	透明	微濁	透明	透明	透明	透明	JIS K 0102 8
		臭気等	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102 10.1
	周辺の状況	工事等								
その他特記事項										
生活環境項目	pH	—	7.6	7.7	7.7	7.5	7.6	8.3	7.3	JIS K 0102 12.1
	DO	mg/l	10	11	10	10	10	12	8.3	JIS K 0102 32
	BOD	mg/l	1.2	2.4	1.5	1.7	0.9	1.0	4.0	JIS K 0102 21
	COD	mg/l	5.4	6.1	5.4	5.3	2.4	4.7	7.6	JIS K 0102 17
	SS	mg/l	2	1	4	1	<1	1	2	昭和46年環告第59号
	大腸菌数	CFU/100ml	330	66	980	400	84	89	480	昭和46年環告第59号
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	昭和49年環告第59号
	T-N（全窒素）	mg/l	0.39	0.48	0.53	0.66	0.27	0.61	4.1	JIS K 0102 45.6
T-P（全磷）	mg/l	0.017	0.073	0.060	0.057	0.015	0.055	0.10	JIS K 0102 46.3	
汚濁負荷量	BOD負荷量	kg/day	0.10	26.54	7.00	6.90	8.32	0.78	1.38	濃度×流量
	COD負荷量	kg/day	0.47	67.46	25.19	21.52	22.19	3.65	2.63	
	T-N負荷量	kg/day	0.03	5.31	2.47	2.68	2.50	0.47	1.42	
	T-P負荷量	kg/day	<0.01	0.81	0.28	0.23	0.14	0.04	0.03	
評価	水道用	—	2級	3級	2級	2級	2級	2級	—	
	水産用	—	2級	2級	2級	2級	2級	2級	3級	
	類型	—	A	B	A	A	A	A	C	

甲賀市公共水域水質調査結果（健康項目等・要監視項目）

地点名		土山							甲賀	分析（検定）方法
		2 大日川	5 田村川上流	6 田村川下流	7 笹路川	8 次郎九郎川下流	9 大谷池	11 大原川上流		
条件等	採水年月日	開始時	R4.11.14	R4.11.14	R4.11.14	R4.11.14	R4.11.14	R4.11.14	R4.11.14	
	当日天候	—	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	採水時刻	開始時	14:17	11:10	12:22	11:25	13:30	14:00	14:55	
	採水前々日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*地域気象観測所（土山）参照
	採水前日の降水量	mm	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	*地域気象観測所（土山）参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*地域気象観測所（土山）参照
	気温	℃	15.0	14.7	15.0	14.7	15.4	15.7	14.1	JIS K 0102 7.1
	水温	℃	14.0	13.8	14.0	14.2	13.8	14.0	12.9	JIS K 0102 7.2
特記事項	河川の状況	色相	無色	無色	無色	無色	淡黄色	淡黄褐色	無色	JIS K 0102 8
		外観	透明	透明	透明	透明	微濁	微濁	透明	JIS K 0102 8
	臭気等	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102 10.1
周辺の状況	工事等									
健康項目等	カドミウム(Cd)	mg/l	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	JIS K 0102 55.3
	全シアン(CN)	mg/l	不検出(0.1未満)	—	不検出(0.1未満)	—	不検出(0.1未満)	—	—	JIS K 0102 38.1.2及び38.3
	鉛(Pb)	mg/l	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	—	JIS K 0102 54
	六価クロム(Cr6+)	mg/l	<0.002	—	<0.002	—	<0.002	—	—	JIS K 0102 65.2
	砒素(As)	mg/l	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	—	JIS K 0102 61.3
	総水銀(T-Hg)	mg/l	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表2
	アルキル水銀(R-Hg)	mg/l	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表3
	P C B	mg/l	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/l	<0.002	—	<0.002	—	<0.002	—	—	JIS K 0125 5.2
	四塩化炭素	mg/l	<0.0002	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	—	<0.0004	—	<0.0004	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	—	<0.002	—	<0.002	—	—	JIS K 0125 5.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	—	<0.004	—	<0.004	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.002	—	<0.002	—	<0.002	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	JIS K 0125 5.2
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	—	JIS K 0125 5.2
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	JIS K 0125 5.2
	チウラム	mg/l	<0.0006	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表5
	シマジン	mg/l	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表6
	チオベンカルブ	mg/l	<0.002	—	<0.002	—	<0.002	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表6
	ベンゼン	mg/l	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	—	JIS K 0125 5.2
	セレン(Se)	mg/l	<0.002	—	<0.002	—	<0.002	—	—	JIS K 0102 67.3
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.80	—	0.51	—	0.63	—	—	JIS K 0102 43.1.3及び43.2.6
	フッ素化合物(F)	mg/l	0.09	—	<0.08	—	0.24	—	—	JIS K 0102 34.1
	ほう素(B)	mg/l	<0.01	—	0.02	—	0.15	—	—	JIS K 0102 47.3
	全亜鉛(Zn)	mg/l	0.003	—	0.001	—	0.005	—	—	JIS K 0102 53
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表8
要監視項目	イソキサチオン	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	ダイアジノン	mg/l	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	平成5年環水規121号付表1
	フェニトロチオン	mg/l	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	平成5年環水規121号付表1
	イソプロチオラン	mg/l	—	<0.004	<0.004	<0.004	—	<0.004	<0.004	平成5年環水規121号付表1
	オキシシン銅	mg/l	—	<0.004	<0.004	<0.004	—	<0.004	<0.004	平成5年環水規121号付表2
	クロタロニル	mg/l	—	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005	<0.005	平成5年環水規121号付表1
	プロピザミド	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	E P N	mg/l	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	平成5年環水規121号付表1
	ジクロルボス	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	フェノバルブ	mg/l	—	<0.003	<0.003	<0.003	—	<0.003	<0.003	平成5年環水規121号付表1
	イプロベンホス	mg/l	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	クロルニトロフェン	mg/l	—	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—	<0.0001	<0.0001	平成5年環水規121号付表1

甲賀市公共水域水質調査結果（健康項目等・要監視項目）

地点名		甲賀							分析（検定）方法	
		12 大橋川上流	13 大橋川下流	14 杣川上流	15 櫛野川	16 和田川（岩室）	17 五反田川	18 和田川（和田）		
条件等	採水年月日	開始時	R4.11.14	R4.11.15	R4.11.15	R4.11.15	R4.11.16	R4.11.15	R4.11.15	
	当日天候	—	晴	晴	晴	曇	晴	晴		
	採水時刻	開始時	15:42	14:03	14:20	13:34	10:22	15:20	14:52	
	採水前々日の降水量	mm	0.0	11.0	11.0	11.0	0.0	11.0	11.0	*地域気象観測所（土山）参照
	採水前日の降水量	mm	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*地域気象観測所（土山）参照
	採水日の降水量	mm	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	*地域気象観測所（土山）参照
	気温	℃	14.0	16.1	16.3	16.0	14.5	16.0	16.0	JIS K 0102 7.1
	水温	℃	11.0	11.8	12.8	12.8	12.0	12.5	13.5	JIS K 0102 7.2
特記事項	河川の状況	色相	淡黄色	淡黄色	無色	淡黄色	無色	淡黄色	淡黄色	JIS K 0102 8
		外観	微濁	透明	透明	透明	透明	透明	透明	JIS K 0102 8
	臭気等	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	JIS K 0102 10.1
周辺状況	工事等									
健康項目等	カドミウム(Cd)	mg/l	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	—	JIS K 0102 55.3
	全シアン(CN)	mg/l	—	不検出(0.1未満)	—	不検出(0.1未満)	—	—	—	JIS K 0102 38.1.2及び38.3
	鉛(Pb)	mg/l	—	<0.005	—	<0.005	—	—	—	JIS K 0102 54
	六価クロム(Cr6+)	mg/l	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	JIS K 0102 65.2
	砒素(As)	mg/l	—	<0.005	—	<0.005	—	—	—	JIS K 0102 61.3
	総水銀(T-Hg)	mg/l	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表2
	アルキル水銀(R-Hg)	mg/l	—	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	—	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表3
	P C B	mg/l	—	不検出(0.0005未満)	—	不検出(0.0005未満)	—	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/l	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	四塩化炭素	mg/l	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	<0.0004	—	<0.0004	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	<0.004	—	<0.004	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	トリクロロエチレン	mg/l	—	<0.001	—	<0.001	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	テトラクロロエチレン	mg/l	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	チウラム	mg/l	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表5
	シマジン	mg/l	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表6
	チオベンカルブ	mg/l	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表6
	ベンゼン	mg/l	—	<0.001	—	<0.001	—	—	—	JIS K 0125 5.2
	セレン(Se)	mg/l	—	<0.002	—	<0.002	—	—	—	JIS K 0102 67.3
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	—	0.18	—	0.10	—	—	—	JIS K 0102 43.1.3及び43.2.6
	フッ素化合物(F)	mg/l	—	0.08	—	0.08	—	—	—	JIS K 0102 34.1
	ほう素(B)	mg/l	—	0.01	—	0.01	—	—	—	JIS K 0102 47.3
	全亜鉛(Zn)	mg/l	—	0.004	—	0.003	—	—	—	JIS K 0102 53
1,4-ジオキサン	mg/l	—	<0.005	—	<0.005	—	—	—	昭和46年環境庁告示第59号付表8	
要監視項目	イソキサチオン	mg/l	<0.0008	—	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	ダイアジノン	mg/l	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	平成5年環水規121号付表1
	フェニトロチオン	mg/l	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	平成5年環水規121号付表1
	イソプロチオラン	mg/l	<0.004	—	<0.004	—	<0.004	<0.004	<0.004	平成5年環水規121号付表1
	オキシ銅	mg/l	<0.004	—	<0.004	—	<0.004	<0.004	<0.004	平成5年環水規121号付表2
	クロタロニル	mg/l	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	平成5年環水規121号付表1
	プロピザミド	mg/l	<0.0008	—	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	E P N	mg/l	<0.0006	—	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	平成5年環水規121号付表1
	ジクロルボス	mg/l	<0.0008	—	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	フェノプロカルブ	mg/l	<0.003	—	<0.003	—	<0.003	<0.003	<0.003	平成5年環水規121号付表1
	イプロベンホス	mg/l	<0.0008	—	<0.0008	—	<0.0008	<0.0008	<0.0008	平成5年環水規121号付表1
	クロルニトロフェン	mg/l	<0.0001	—	<0.0001	—	<0.0001	<0.0001	<0.0001	平成5年環水規121号付表1

環境事業公社甲賀埋立処理場調査一覧

項目・単位		環境事業公社甲賀埋立処理場		一律排水基準	
一般項目	採取日	—	R4. 7. 4	R4. 11. 14	—
	天候	—	雨	晴	—
	採水時間	開始時	10:02	9:55	—
	気温	℃	24. 3	15. 1	—
	水温	℃	22. 8	15. 2	—
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	—	7. 2	6. 7	5. 8~8. 6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2. 4	1. 3	160
	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	0. 8	3. 4	160
	浮遊物質(SS)	mg/l	<1	<1	200
	n-ヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)	mg/l	<0. 5	<0. 5	—
	フェノール類含有量	mg/l	<0. 005	0. 009	5
	銅含有量(Cu)	mg/l	<0. 01	<0. 01	3
	亜鉛含有量(Zn)	mg/l	0. 04	0. 03	2
	溶解性鉄含有量(s-Fe)	mg/l	0. 03	0. 10	10
	溶解性マンガン含有量(s-Mn)	mg/l	0. 01	<0. 01	10
	カド含有量(T-Cr)	mg/l	<0. 01	<0. 01	2
	大腸菌群数(デソ法)	個/ml	<30	<30	3000
	全窒素(T-N)	mg/l	0. 5	0. 1	120
全リン(T-P)	mg/l	0. 1	<0. 1	16	
健康項目	カドミウム及びその化合物(Cd)	mg/l	<0. 001	<0. 001	0. 03
	シアン化合物(CN)	mg/l	<0. 1	<0. 1	1
	有機燐化合物	mg/l	不検出(0. 1未満)	不検出(0. 1未満)	1
	鉛及びその化合物(Pb)	mg/l	<0. 005	<0. 005	0. 1
	六価クロム化合物(Cr ⁶⁺)	mg/l	<0. 01	<0. 01	0. 5
	砒素及びその化合物(As)	mg/l	<0. 005	<0. 005	0. 1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(T-Hg)	mg/l	<0. 0005	<0. 0005	0. 005
	アルキル水銀化合物(R-Hg)	mg/l	不検出(0. 0005未満)	不検出(0. 0005未満)	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	<0. 0005	<0. 0005	0. 003
	トリクロロエチレン(TCE)	mg/l	<0. 001	<0. 001	0. 1
	テトラクロロエチレン(PCE)	mg/l	<0. 0005	<0. 0005	0. 1
	ジクロロメタン	mg/l	<0. 002	<0. 002	0. 2
	四塩化炭素	mg/l	<0. 0002	<0. 0002	0. 02
	1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0. 0004	<0. 0004	0. 04
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0. 002	<0. 002	1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0. 004	<0. 004	0. 4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0. 002	<0. 002	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0. 0006	<0. 0006	0. 06
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0. 0002	<0. 0002	0. 02
	チウラム	mg/l	<0. 0006	<0. 0006	0. 06
	シマジン	mg/l	<0. 0003	<0. 0003	0. 03
	チオベンカルブ	mg/l	<0. 002	<0. 002	0. 2
	ベンゼン	mg/l	<0. 001	<0. 001	0. 1
	セレン及び化合物(Se)	mg/l	<0. 002	<0. 002	0. 1
	ほう素及びその化合物(B)	mg/l	1. 5	2. 0	10
	フッ素及びその化合物(F)	mg/l	0. 95	1. 3	8
アンチモン(Sb)	mg/l	<0. 004	<0. 004	0. 05**	

※滋賀県公害防止条例